

「番号」を取り扱う民間事業者・金融機関の法令上の義務

一般の民間事業者

金融機関

5000件超

5000件以下

5000件以下

5000件超

金融分野における法律上の追加的な義務の有無

番号法（仮）

番号法（仮）

- ・利用目的にかかるもの
- ・目的外利用・提供にかかるもの

同左

等

- ・利用目的の特定
- ・遅滞ない開示等の対応

同左

個人情報保護法

個人情報保護法／銀行法等

- ・目的外利用・提供の制限
- ・安全管理措置
- ・従業員、委託先の監督
- ・苦情の処理（努力義務）

- ・信用情報機関から提供された顧客の返済能力の情報につき、返済能力調査以外での利用禁止
- ・センシティブ情報の厳格な取扱い
- ・顧客に関する情報の安全管理措置
- ・従業員、委託先の監督
- ・苦情の処理（ADR機関の利用義務付け等）